

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課担当者様：

E-mail: syokucommunication@mhlw.go.jp

Fax: 03-3503-7965

拝啓

日頃、国民の健康推進に向けてご尽力くださりありがとうございます。

早速ですが、和歌山県太地町及び静岡県富戸で行なわれているイルカの追い込み猟で捕獲されたイルカ肉（ゴンドウクジラ、ハナゴンドウ、バンドウイルカなど）に厚生労働省が定めた暫定規制値を大幅に上回る水銀が次つぎと検出されています。ご存知のように、水銀の人体への蓄積は市民の健康を著しく損なうものであり、特に妊産婦家や児童への影響が世界的に指摘され、また、危惧されています。水銀汚染の深刻さを考えると、厚生労働省等のネットで注意を促すだけでは到底不十分であり、水銀の害から市民の健康を守ることは不可能です。

国民の健康を考え、食品の安全をめざす貴機関に次のことをお願い致します。

1) 政府が定めた暫定規制値を超える水銀が含まれているイルカ肉の販売を早急に禁止してください。（環乳第99号を勧告だけでなく、強制力のあるものにしてください。）
2006年に施行された「ポジティブリスト制度」によって規制値を超える残留農薬を含む食品は原則として販売禁止になりましたが、水銀は有毒な農薬と同様に人体に悪影響を与える極めて危険な有害物質ですので、「ポジティブリスト制度」と同等の措置をお願いします。

2) 上記1)が達成されるまで、イルカ肉を市場に出す条件として、各パッケージに、「この食品は暫定規制値を超える水銀が含まれている可能性があります。水銀は人体に蓄積されて健康を蝕む恐れがあります」と表示ラベルをつけることをすべてのイルカ肉の販売店に義務付けてください。これは、すでにタバコで試みられている措置です。

以上、よろしくお願いいいたします。

敬具

住所・氏名
